

《 記 入 上 の 注 意 》

航空機進入表面下町内会等交付金は、『航空機の騒音等の被害を受けている町内会』を対象に、交付を行っております。よって、本件資料の提出がなければ、お支払いすることができません。

皆様からのご意見は、国等に対策を求める上で、重要な資料となります。提出資料の「その他」の欄は被害実態について具体的に記入してください。※記入欄が足りない場合は、別紙等を添付していただいて構いません。

今年度から三沢市電子申請サービスによる回答を受け付けます。電子申請で回答する方はスマートフォン等を使用し、下記のQRコードを読み込んで回答してください。



←電子申請サービスQRコード

「航空機被害実態」 (参考例)

- ◆夜間や早朝の騒音が、睡眠の障害になる。子どもやお年寄りが良く眠ることができず、体調を崩してしまう。農家なので、睡眠不足が影響し、翌日の作業効率が悪くなっている。
- ◆騒音により市役所や消防署の放送（防災無線）が聞こえず、災害時の情報収集に不安を感じている。騒音でテレビや電話の音がよく聞こえない、騒音で会話が出来ない。
- ◆航空機の音がするたび、窓ががたがたと振動し、割れるのではないかと不安に思う。
- ◆市街地上空で行われる低空飛行や急上昇・急降下を伴う訓練は、航空機が頭上を通過するたびに、大変危険を感じている。

「要望する事項」 (参考例)

- ◆早朝、夜間、食事の時間帯は、飛行を休止するなど、訓練時間の短縮をしてほしい。また、市や学校のイベント時の飛行を禁止してほしい。
- ◆市街地上空での急上昇・急降下を伴う訓練を禁止、又は飛行ルートを変更するなど、騒音の低減に努めてもらいたい。
- ◆防音工事対象区域の拡大、及び早期の防音工事の実施。
防音工事後、経年劣化による建具や空気調和設備の老朽化について、細やかな対応をしてほしい。
- ◆航空機の整備・点検の徹底をし、部品の落下や墜落等の事故がないようにしてほしい。